

【 問題 1 / 正誤 (○×) 式 】					各 1.5 点×20 題	30 点 (15 分)
1. ○	2. ○	3. ○	4. ×	5. ×		
6. ×	7. ×	8. ○	9. ×	10. ○		
11. ×	12. ○	13. ×	14. ○	15. ○		
16. ×	17. ×	18. ○	19. ×	20. ○		

1. グローバルサプライチェーンを最適化していく上で、EPA や FTA の活用は、ロジスティクスの改善と同様、重要な課題であるといえる。
2. EPA とは、Economic Partnership Agreement (経済連携協定) のことであり、2 国間あるいは多国間で、関税の撤廃や、知的財産や投資なども含めた経済の幅広い分野に関して締結する協定である。
3. EPA および FTA は、WTO (世界貿易機関) の補完的な役割を担うものとして登場した。
4. 2021 年 12 月現在、日 EU・EPA の加盟国は日本を含む 28 か国である。
英国が脱退し、現在の EU 加盟国は 27 か国であり、日本を含むと 28 か国となる。
5. メルコスール (MERCOSUR) とは南米南部共同市場をさし、南米大陸において発展途上国同士の関税同盟として機能している。北米大陸では NAFTA により、米国・カナダとメキシコが自由貿易協定を締結した。
6. 米国では関税分類に 8 桁で構成される (物品によっては細分のために 10 桁の番号が割り振られる) HTS コードを採用している。
7. RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) からインドは離脱したが、いつでもインドが RCEP に復帰できるよう、特別に定められている。
8. 複数国間の広域にわたる EPA を、メガ EPA という。
9. HS コードは HS 条約で国際的に統一された品目コードであるが、国によって HS コードの解釈が異なる場合がある。
10. 積送基準とは、協定相手国への輸送における原産性維持に係る基準のことをいう。
11. HS コードは 5 年毎に改訂されており、EPA 毎に、どの年度の HS コードを採用するか定めている。常に最新の HS コードを用いなければならないわけではない。

12. デミニマスとは、「少ない非原産材料は無視できる」というルールであるが、PSR（品目別原産地規則）で関税分類変更基準を適用する場合、救済規定として用いることができる。
13. 協定国の原産品であることの証明手続きは、特定輸出者制度ではなく、認定輸出制度である。AEO制度における特定輸出者と、認定輸出者は別物である。原産性証明手続きは主に、第三者証明制度、認定輸出者制度及び自己申告制度の三つの方法がとられている。
14. 対比表は、関税分類変更基準を用いた際の根拠書類として有用である。なお、計算ワークシート（製品の取引価額の中に含まれている非原産材料を品目別に表示したもの）は付加価値基準を用いた際の根拠書類として有用である。
15. 日EU・EPAでは控除方式（RVC方式）を採用しており、積立方式は採用していない。
16. 日米貿易協定で採用されているPSRは関税分類変更基準である。
17. 拡張累積制度とは、EPA締約国外の原産材料・生産行為をEPA上の原産材料・生産行為とみなすものである。日EU・EPAでは拡張累積制度を採用していない。
18. 日EU・EPAにおいて、製品がセットである場合、セットに含まれる全て製品が原産地規則を満たすことを要求される。ただし、セットに含まれる非原産品の価額の合計が15%以下であれば、当該セットは原産品と認められる。
19. EIF（Entry Into Force）は協定発効時の関税の即時撤廃を意味する。
20. 日米貿易協定に基づき日本へ貨物を輸入する場合、原産地証明手続きで原産品申告書を提出する必要がある。他方、米国へ貨物を輸入する場合は原産品申告書の提出は不要である。

【 問題 2 / 選択式 】 各 2.25 点×20 題 45 点 (20 分)

- | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① B | ② A | ③ B | ④ A | ⑤ A |
| ⑥ B | ⑦ B | ⑧ B | ⑨ A | ⑩ A |
| ⑪ B | ⑫ A | ⑬ B | ⑭ B | ⑮ A |
| ⑯ B | ⑰ B | ⑱ A | ⑲ A | ⑳ B |

- ① 協定関税の撤廃・削減のスケジュールを調べる際、撤廃・削減のルールは、譲許表の Category (区分) 欄の記載を確認する。Description 欄には品目名が記載されている。
- ② 完全生産品は WO (Wholly Obtained) と表記される。PE (Product Entirely) は原産材料からなる製品の表記である
- ③ HS コードは上 6 桁までが世界共通である。
- ④ HS コードの上 6 桁は「号」である。
- ⑤ HS コードの上 4 桁レベルの変更を CTH という。
<関税分類変更基準のレベル>
- | | | |
|---------------|------|------------------------------|
| 上 2 桁 (類) レベル | CC | Change in Chapter |
| 上 4 桁 (項) レベル | CTH | Change in Tariff Heading |
| 上 6 桁 (号) レベル | CTSH | Change in Tariff Sub-Heading |
- ⑥ Max NOM 方式では VNM (非原産材料価額) の割合を算出するが、その際用いるのは EXW 価額である。
- ⑦ TPP11 の実施区分「B5」は 4 年にわたり均等に関税を引き下げ、5 年目に関税が撤廃されることを意味する。日本側で適用する 5 年目とは 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日のことである。

(日本側の年の数え方)

2018 年 12 月 30 日～2019 年 3 月 31 日	1 年目
2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日	2 年目
2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日	3 年目
2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日	4 年目
2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日	5 年目

- ⑧ 日 EU・EPA の実施区分「B5」は 6 回毎年均等税率で削減し、6 年目に関税が撤廃されることを意味する。日本側で適用する 6 年目とは 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日のことである。

(日本側の年の数え方)

2019 年 2 月 1 日～2019 年 3 月 31 日	1 年目
2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日	2 年目
2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日	3 年目
2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日	4 年目
2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日	5 年目
2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日	6 年目

- ⑨ TPP11 では、繊維製品の PSR（品目別規則）に基本的に関税分類変更基準を採用している。衣類や縫製品については加工工程基準が規定されている。
- ⑩ 日 EU・EPA の付加価値基準において、ロールアップが採用されている。
- ⑪ TPP11 では付加価値基準の算定方法に控除方式、積上げ方式、重点価額方式、純費用方式を採用しており、重点価額方式及び純費用方式は TPP11 で新たに採用されたものである。
- ⑫ 日米貿易協定における米国側実施区分「A」は、関税の即時撤廃を意味する。即時半減は実施区分「F」である。
- ⑬ RCEP では物品貿易のほか投資関連についても規定がなされ、日本企業の海外展開における法定安定性や、予見可能性が高まることが期待されている。
- ⑭ 日 EU・EPA で用いられる HS コードは、2017 年版を採用している。
- ⑮ TPP11 で用いられる HS コードは、2012 年版採用している。
- ⑯ 日英 EPA の発効は 2021 年 1 月である。
- ⑰ 米国への輸出に際して事前開示制度を利用する場合の照会先は米国税関（CBP : U.S.Customs and Border Protection）である。
- ⑱ 日メキシコ EPA、日スイス EPA 及び日ペルーEPA で認定輸出者自己証明制度が採用されている。

- ⑱ 日本と初めて EPA を締結した国はシンガポールである。
- ⑳ 日本が初めて自己証明制度（自己申告制度）を採用した EPA は日オーストラリア EPA である。

無断複製頒布を禁ず
【試験終了受験生配布用】

【 問題3 / 語群選択式 】 各3点×10題 30点(10分)

- ① w ② b ③ r ④ d ⑤ s
⑥ g ⑦ q ⑧ k ⑨ m ⑩ o

1. EPA 活用のプロセスにおいて、まずは EPA 税率を適用する物品の (①w HS コード) を特定する必要がある。2つ以上の (②b 項) に属するとみられる場合の物品の所属は、(③r 最も特殊な限定を) 記載している (②) が、(④d 一般的な) 記載をしている (②) に優先する。該当するとみられる (②) がなく、所属を決定できない物品は (⑤s 最も類似する) 物品が属する (②) に属するものとみなす。
2. ボルト、ナット等、(⑥g 代替性) のある原産材料と非原産材料が物理的に混在して保管されている場合、一般的に認められている会計上の (⑦q 在庫管理) 方式を用いればよい。一般的な (⑦) 方式として、先に搬入したものから使う (⑧k 先入れ先出し) 方式、後に搬入したものから使う (⑨m 後入れ先だし) 方式、各々の在庫の割合に応じて使う (⑩o 平均) 方式がある。

【 問題 4 / 三択択一式 】	各 3 点×15 題	45 点 (15 分)		
1. B	2. A	3. A	4. C	5. C
6. B	7. A	8. C	9. A	10. C
11. A	12. C	13. B	14. B	15. A

1. 拡張累積を採用しているものは日英 EPA (選択肢 : B)
日英 EPA では、互いの国で生産された原産材料及び生産行為のほか、EU 域内で生産された原産材料及び生産行為を自国の原産材料及び生産行為とみなす旨規定されている。
2. 原産品申告書の作成者を輸入のみに限定しているものは日米貿易協定 (選択肢 : A)
日 EU・EPA 及び日英 EPA では、原産品申告書の作成者は輸出者、生産者及び輸入者とされている。
3. 第三者証明制度のみを採用しているものは日 ASEAN・EPA (選択肢 : A)
従来の多くの 2 国間 EPA は、第三者証明制度を採用するものが多い。
4. 日シンガポール EPA で採用されている原産地手続は第三者証明制度 (選択肢 : C)
5. 日本では、経済産業大臣が認定する (選択肢 : C)
認定輸出者自己証明制度を採用する EPA に、日メキシコ EPA、日スイス EPA、日ペルー EPA 及び RCEP がある。
6. 選択肢 : B
2 工程ルールは、「紡ぐ」「織る/編む」「裁断・縫製」のうち、原則二つ以上の工程を日本又は EU 域内で行うことが求められる。ポーランドは EU 加盟国であるため、製品乙及び製品丙につき、二つ以上の工程を日本又は EU 域内で行なっているといえる。
7. 選択肢 : A
日英 EPA では拡張累積制度を採用しているため、EU 域内生産行為も自国のものとみなすことができる。製品甲、製品乙及び製品丙につき、二つ以上の工程を自国で行っているとみなされるため、日英 EPA を利用することができる。
8. 選択肢 : C
日 EU・EPA において、糸の原料を第三国から輸入する場合、原則として日本又は EU 域内で紡績されることが原産性を満たす条件となる。

9. 選択肢：A

ベトナム、日本及びカナダを含む EPA は TPP11 であることから、検討すべき EPA は TPP11 である。

10. 選択肢：C

RCEP 加盟国は中国である。

11. 選択肢：A

TPP11 における PSR が 3 工程ルール(ヤーンフォワード)である場合、紡績工程からの域内生産が求められる。

ニュージーランド、ベトナム及び日本は TPP11 締約国であることから、TPP11 協定税率を適用することができる。

12. 選択肢：C

RVC 方式は FOB 価額をベースとした製品の価額から非原産材料価額を控除し、付加価値を算出する控除方式による計算方法である。

付加価値や原産材料の価額を積み上げる積上げ方式は日 EU・EPA では採用されていない。

13. 選択肢：B

VNM は非原産材料価額のことである。部品 E の VNM の値は中国から輸入した原料の価額、250,000 となる。

14. 選択肢：B

問題の事例について、RVC、Max NOM をそれぞれ計算すると以下のとおりである（以下計算式では価額の単位「万」は省略して表記する）。

【RVC 方式】

$$\begin{aligned} \text{RVC} &= \{ \text{FOB 価額 (390)} - \text{VNM (100+70+25)} \} \div \text{FOB 価額 (390)} \times 100 \\ &= 50\cdots\% \end{aligned}$$

RVC ≤ 55% であるため原産性が認められない。

【Max NOM 方式】

$$\begin{aligned} \text{Max NOM} &= \{ \text{VNM (100+70+25)} \} \div \text{EXW 価額 (380)} \times 100 \\ &= 51.31\cdots\% \end{aligned}$$

Max NOM ≥ 50% であるため原産性が認められない。

15. 選択肢：A

問題の事例について、RVC、Max NOM をそれぞれ計算すると以下のとおりである（以下計算式では価額の単位「万」は省略して表記する）。

・部品 E について

$$\begin{aligned} \text{RVC} &= \{75 - \text{VNM} (25)\} \div 75 \times 100 \\ &= 66.66\cdots\% \end{aligned}$$

RVC \geq 55% であるため原産性が認められる。

・産品 A について、部品 E にロールアップを適用する場合

【RVC 方式】

$$\begin{aligned} \text{RVC} &= \{ \text{FOB 価額} (390) - \text{VNM} (100+70) \} \div \text{FOB 価額} (390) \times 100 \\ &= 56.41\cdots\% \end{aligned}$$

RVC \geq 55% であるため原産性が認められる。

【Max NOM 方式】

$$\begin{aligned} \text{Max NOM} &= \{ \text{VNM} (100+70) \} \div \text{EXW 価額} (380) \times 100 \\ &= 44.73\cdots\% \end{aligned}$$

Max NOM \leq 50% であるため原産性が認められる。

以上